

(4) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県附属機関条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

平成27年8月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項

略	
鳥取県医療安全推進協議会	医療法第6条の13第1項の規定により設置する鳥取県医療安全支援センターの運営に関する事項
略	
鳥取県放射能調査専門家会議	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターの核原料物質鈾山たい積場及びその周辺地域の環境放射能についての調査に関する事項
略	

略	
鳥取県医療安全推進協議会	医療法第6条の11第1項の規定により設置する鳥取県医療安全支援センターの運営に関する事項
略	
鳥取県放射能調査専門家会議	独立行政法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターの核原料物質鈾山たい積場及びその周辺地域の環境放射能についての調査に関する事項
略	

附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。